

事例 23、「以前使っていたスマホで幼稚園児がオンラインゲームのアイテム購入！」

【事例】クレジットカードの利用明細に覚えのない8万円の請求があった。調べると、今は使っていないスマホで幼稚園児の娘がオンラインゲームをし、アイテムを購入したとわかった。自宅のWi-Fi経由でネット回線につながり、スマホに登録されていたクレジットカードで決済されたようだ。支払わなければならぬか。(相談者：40歳代、幼稚園児の父親)

【対処法】① スマホは、通信契約を解除後も自宅や飲食店のWi-Fiでネットにつながることがあります。② 使っていないスマホであっても、登録されたままになっていればクレジットカードは生きています。 ③ 子供は低年齢であっても親が想像する以上にスマホを操作することができます。親子で利用方法についてきちんとルールつくりをしておきましょう。④ 消費相談窓口のあっせんで未成年者による契約として取り消しの交渉をすることができる場合もあります。ご相談ください。

※何か問題が起きたら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。秘密は守られます。